

横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会の 名義使用承諾に関する事務取扱要領

制 定 令和5年7月3日

(趣旨)

第1条 この要領は、団体が行う行事に対する共催又は後援（以下「共催等」という。）の横浜国際園芸博覧会瀬谷区推進協議会（以下「協議会」という。）の名義使用の承諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象団体)

第2条 協議会が共催等の名義使用の承諾を行うことができる団体は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体
- (2) 報道機関、公共交通機関その他の公共性のある事業活動を行う法人
- (3) 前2号に該当しないもので、次のすべての条件を具備する団体
 - ア 主催者の存在及び役員構成が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体の意思が明らかであること。
 - ウ 事業遂行能力が十分あると判断されるものであること。
 - エ 公序良俗に反しないこと。

(対象行事)

第3条 協議会が共催等の名義使用の承諾を行うことができる行事は、当協議会の設立目的に合致する事業であり、2027年国際園芸博覧会に関する情報共有を含む事業、機運醸成のための区民向け啓発事業とする。

(共催)

第4条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、団体が行う行事で、次の各号すべてに該当する場合は、共催の名義使用を承諾することができる。

- (1) 瀬谷区全域を対象範囲としていること。
 - (2) 参加又は観覧が、団体構成員やその関係者に限定されず広く募られていること。
 - (3) 協議会が企画若しくは運営に参画していること。
- 2 前項の行事に準ずるもので、会長が特に必要であると認めるものについても共催の名義使用を承諾することができる。

(後援)

第5条 会長は、団体が行う行事で、前条第1項第1号及び第2号までに該当する場合は後援の名義使用を承諾することができる。

- 2 前項の行事に準ずるもので、会長が特に必要であると認めるものについても後援の名義使用を承諾することができる。

(適用除外)

第6条 団体が行う行事が、次の各号の一に該当すると判断される場合には、共催等の名義使用の承諾は行わない。

- (1) 特定の政治活動、宗教活動に関係していること。
- (2) 専ら営利、商業宣伝及び団体や団体が行う活動への勧誘を目的としていること。
- (3) 団体が専らその構成員やその関係者の親睦のために行うもの及び団体の構成員やその関係者のみを対象として行うもの
- (4) その他、共催等の名義使用の承諾が不相当と認められるもの

(共催等の名義使用承諾等の条件)

第7条 会長は、共催等の名義使用を承諾するときは、必要な条件を付することができる。

(名義使用等の申請手続)

第8条 協議会の共催等の名義使用の承諾を受けようとする者は、共催等の名義を使用した広報の開始予定日の原則3週間前までに、次に掲げる資料を添付した共催・後援名義使用等申請書(様式第1号)を会長に提出するものとする。ただし、添付書類は、会長が認める場合には、その一部について提出を省略できるものとする。

- (1) 規約、会則その他これらに類するもの
- (2) 行事計画書(様式第2号)・団体調書(様式第3号)
- (3) 申請事業に係る経費の収支予算書(様式第4号)
- (4) 役員名簿
- (5) 申請日時点での広報物もしくはその案(案は、過去に開催実績のある行事の場合において直近開催分の広報物でも可とする)
- (6) その他会長が必要と認める資料

(決定通知)

第9条 会長は協議会の共催等の名義使用について、承諾又は不承諾の決定をしたときは、その申請者に対して通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 会長は前条の規定により承諾の決定をした場合において、申請者が次の各号の一に該当することが判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をした場合
 - (2) 正当な理由がなく、申請の内容と異なる行事を実施した、又は実施することが発覚した場合
 - (3) 法令又は名義使用等承諾の条件に違反した場合
 - (4) 行事内容の変更により第3条に定める行事に該当しなくなった場合
 - (5) 行事内容の変更により第6条の規定に該当する場合
- 2 取消しの効力は承諾の時点まで遡るものとし、当該取消しに関して、協議会は団体に対して一切の責任を負わないものとする。
- 3 取消しに係る団体に対しては、当該取消しの日から3年の間は、原則として共催等の名義使用の承諾を行わないものとする。
- 4 会長は、第1項の規定により承諾の決定を取り消した場合において、通知書(様式第6号)を申請者に交付するものとする。

（行事内容変更・中止届）

第11条 第9条の規定により承諾の決定通知を受けた者が、申請内容を変更又は中止する場合には、事前に行事内容変更・中止届（様式第7号）を、速やかに会長に提出するものとする。ただし、行事の変更内容が軽易なものについては、この限りでない。

（行事終了届等）

第12条 第9条の規定により承諾の決定通知を受けた者が、行事を終了した場合は、速やかに行事終了届（様式第8号）及び収支決算書（様式第9号）を会長に提出するものとする。

附 則

この要領は、令和5年7月3日から施行する。